

掲載内容

第1章

序論

- 1 民事執行法改正の経緯
- 2 標準算定方式・算定表の改定の経緯

第2章

養育費・婚姻費用の不払対応

第1 不払への対応と債務名義の取得

- 3 養育費・婚姻費用の不払への対応
- 4 債務名義がない場合の対応1（支払合意等がない場合）
- 5 債務名義がない場合の対応2（支払合意がある場合）
- 6 債務名義がある場合の対応1（家事事件手続法上の制度：履行勧告・履行命令）
- 7 債務名義がある場合の対応2（民事執行法上の制度：直接強制・間接強制）
- 8 養育費・婚姻費用の消滅時効と中断
- 9 養育費を受け取れない家庭への公的支援（養育費の立替払制度）

第2 債務者財産の開示・情報取得手続

- 1 債務者財産開示手続
- 10 債務者財産開示の申立手続（管轄・手数料・申立人等）
- 11 債務者財産開示手続の申立要件
- 12 債務者財産開示手続の申立書・添付書類等
- 13 財産調査結果報告書の作成に必要な財産調査
- 14 財産開示手続実施決定後の流れ
- 15 財産開示の拒否・虚偽事項開示への罰則

2 第三者からの情報取得手続

- 16 情報取得手続（手続の種類・差異・選択方法等）
- (1) 不動産に係る情報取得の申立て
- 17 申立要件（申立権者・執行開始要件、民事執行法197条1項各号、財産開示前置・期限）

- 18 申立書・添付書類・記載内容等（不動産に係る情報取得手続）
- 19 情報提供命令後の流れ
- (2) 預貯金・振替社債等に係る情報取得の申立て

- 20 申立要件（申立権者・執行開始要件、民事執行法197条1項各号）
- 21 申立書・添付書類・記載内容等（預貯金・振替社債等に係る情報取得手続）
- 22 情報提供命令後の流れ

- (3) 給与に係る情報取得の申立て
- 23 申立要件（申立権者・執行開始要件、民事執行法197条1項各号、財産開示前置・期限）
- 24 申立書・添付書類・記載内容等（給与に係る情報取得手続）
- 25 情報提供命令後の流れ

第3 債務者財産の差押え・強制執行

- 26 養育費・婚姻費用に関する強制執行（総論）

1 債権に対する執行

- 27 債権差押命令の申立手続
- 28 養育費・婚姻費用の差押えに関する特別・特則
- 29 給与・賞与・退職金を差し押さえる場合の留意点
- 30 賃料収入を差し押さえる場合の留意点
- 31 自営業の売掛金・売上金を差し押さえる場合の留意点
- 32 預金口座を差し押さえる場合の留意点
- 33 生命保険の解約返戻金・満期金・配当金を差し押さえる場合の留意点
- 34 取立権の発生時期と取立方法
- 35 差押禁止債権の範囲とその変更
- 36 差押えが融合した場合の留意点及び対応（供託と配当手続）
- 37 債権名義がある将来の養育費債権の仮差押えの可否（最高裁平成29年1月31日決定）

2 その他の財産に対する執行

- 38 不動産を差し押さえる場合の留意点と実効性
- 39 動産を差し押さえる場合の留意点

第3章

養育費・婚姻費用の取決め内容の変更

第1 取決めがない場合の事後請求

- 40 婚姻費用の支払始期（遡及できる範囲）
- 41 養育費の支払始期（遡及できる範囲）
- 42 婚姻費用確定前に離婚が成立した場合の婚姻費用（最高裁令和2年1月23日決定）

- 43 新算定表公表前の未払養育費等の算定基準

第2 取り決めた支払額の増減額請求

- 1 増減額の請求手続
- 44 支払額変更の請求手続（協議と裁判手続）

- 45 事情説明書に記載する際の留意点
- 46 事情変更が認められる場合の要件
- 47 事情変更が認められる場合の変更の始期

2 事情変更による養育費・婚姻費用増減額の可否判断

- 48 義務者の収入増減を理由とする養育費・婚姻費用の増減額請求
- 49 権利者の収入増減を理由とする養育費・婚姻費用の増減額請求
- 50 義務者に内縁関係にある者や認知している子どもがいることを理由とする養育費・婚姻費用の減額請求

- 51 子どもが高校・大学へ進学したことを理由とする養育費の増額請求
- 52 子どもが成人したことを理由とする婚姻費用の減額請求

- 53 子どもがアルバイトで収入を得ていること・奨学金を受給していることを理由とする養育費等の減額請求
- 54 子どもへの障害・高額な医療費が後発的に発生した場合の養育費の増額請求
- 55 権利者・義務者保有の資産価値の変動を理由とする養育費・婚姻費用の増額・減額請求
- 56 義務者が再婚したことを理由とする養育費の減額請求（再婚相手との間に子どもがいない場合）
- 57 義務者が再婚したことを理由とする養育費の減額請求（再婚相手との間に子どもがいる場合）
- 58 権利者が再婚したことを理由とする養育費の減額請求

- 59 算定表改定を理由とする養育費・婚姻費用の増額請求
- 60 子どもが大学へ進学したことを理由とする養育費終期の延長
- 61 成年年齢引下げを理由とする養育費支払期間の変更
- 62 義務者の相続人への養育費・婚姻費用の支払請求
- 63 養育費の一括払を受けた場合の追加請求
- 64 算定表より高い合意額・低い合意額を見直す場合
- 65 養育費不払合意に反する事後請求

- 66 養育費不払合意に反する事後請求

- 67 養育費不払合意に反する事後請求

- 68 養育費不払合意に反する事後請求

- 69 養育費不払合意に反する事後請求

- 70 養育費不払合意に反する事後請求

- 71 養育費不払合意に反する事後請求

- 72 養育費不払合意に反する事後請求

- 73 養育費不払合意に反する事後請求

- 74 養育費不払合意に反する事後請求

- 75 養育費不払合意に反する事後請求

- 76 養育費不払合意に反する事後請求

- 77 養育費不払合意に反する事後請求

- 78 養育費不払合意に反する事後請求

- 79 養育費不払合意に反する事後請求

- 80 養育費不払合意に反する事後請求

- 81 養育費不払合意に反する事後請求

- 82 養育費不払合意に反する事後請求

- 83 養育費不払合意に反する事後請求

- 84 養育費不払合意に反する事後請求

- 85 養育費不払合意に反する事後請求

- 86 養育費不払合意に反する事後請求

「養育費の不払い」や「事情の変更」に対応するために！

民事執行法の改正 養育費・婚姻費用算定表の改定 を反映！

Q&A

養育費・婚姻費用の事後対応

— 支払確保と事情変更 —

編集 森法律事務所

森 公任
森元 みのり

◆養育費・婚姻費用の確実な回収のための手続きや事情変更に基づく増減額請求のポイントをQ&A形式で解説しています。

◆家事事件に精通し、多数の紛争解決に携わってきた弁護士が最新の法令と深い知見を踏まえて執筆しています。



A5判・総頁 278頁
定価 4,180円（本体 3,800円）
送料 460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信！

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売！！

〈電子版〉
定価 3,850円（本体 3,500円）

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
印刷部 〒162-8407 東京都新宿区西三丁目6番地
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西三丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西三丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市原町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.6)51001771

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



13 財産調査結果報告書の作成に必要な財産調査

Q 財産開示手続を実施するには、財産調査結果報告書を作成する必要があると聞きました。これは何のために提出する書類で、作成にはどのような財産の調査が必要ですか。

A 財産調査結果報告書は、「知っている財産に対する強制執行（担保権の実行）を実施しても、申立人が当該金銭債権（被担保債権）の完全な弁済を得られない」ことの疎明（民執197①二・②二）のために提出します。財産調査結果報告書の作成に当たり、債務者の不動産、債権、動産、その他の財産について調査をする必要があります。

解説

1 財産調査結果報告書とは

財産開示手続を実施するための要件のうち、「知っている財産に対する強制執行（担保権の実行）を実施しても、申立人が当該金銭債権（被担保債権）の完全な弁済を得られない」ことにより申立てをする場合、要件に該当することの疎明（民執197①二・②二）のために財産調査結果報告書を作成し、財産開示手続申立書と共に裁判所に提出する必要があります。財産調査結果報告書に法定の書式はありませんが、東京地方裁判所のウェブサイトでは、後掲「参考書式」[○財産調査結果報告書（個人用）]が民事第21部（民事執行センター・インフォメーション21）に掲載されています。

参考書式

○財産調査結果報告書（個人用）〔執行力のある債務名義の正本を有する債権者〕【記載例】

財産調査結果報告書（個人用）
【記載事項】
「1-1 過去3年以内の手続の確認」（1頁目）から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」（6頁目）までであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出してください。
※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出（補正など）を求めることがあります。
【記載上の注意事項】
1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入してください。
2 欄が足りないときは、適宜の用紙（A4版）を追加してください（その場合には、該当する欄に「別紙のとおり」と記載してください）。

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申立人（□代理人）〇〇〇〇

債務者〇〇〇〇の財産を調査した結果（調査方法を含む）は、次のとおりです。

②債権（給与、預貯金）、③動産、④その他の財産を調査する必要があります。

2 不動産の調査

債務者の不動産は、債務者の住所地の不動産と、その他の場所の不動産について調査します。

(1) 債務者の住所地の不動産について

債務者の住所地の不動産が、債務者所有の不動産なのか、所有者は債務者以外のもので債務者が賃貸等で借りているのかを確認する必要があります。そのために、まずは債務者の住所地の不動産登記事項証明書を取得し、不動産の所有者を確認します。所有者が債務者でなければ、債務者住所地の不動産は債務者の所有でない旨を報告書に記載します。所有者が債務者であった場合には、当該不動産では完全な弁済を得られないことを疎明する必要があるため、不動産の評価額の調査のため、最新の固定資産評価証明書又は公課証明書、不動産業者が作成した評価書・査定書を取得し、その評価額と、当該不動産に抵当権等があればその被担保債権額を報告書に記載し、当該不動産では完全な弁済を得られない旨を記載します。

債務者の住所地の住居表示と、不動産登記事項証明書の地番や家屋番号が異なる場合には、ブルーマップで確認するか、法務局に問い合わせ確認し、後掲「参考書式」[○住居表示に関する説明書]を提出します。

いいえ
 →2ページ以下に進みすべて記入してください。

Table with 2 columns: 提出する疎明資料 (右記一覧の番号) and 疎明資料一覧. Rows include: 1-2 過去3年以内の財産開示または情報取得の結果, A 財産開示手続が行われたが、債務者が期日に出頭せず、財産が判明しなかった, イ 財産開示手続が行われ、債務者が期日に出頭したが、十分な財産は判明しなかった, ウ 情報取得手続が行われ、その中で、2ページ以下を記入した財産調査結果報告書を提出した。

内容見本 (A5判縮小)

者の住所地以外に思い当たる不動産がない場合もあり、その場合には、調査が困難である理由を記載します。

3 債権の調査

(1) 給与について

申立人が、債務者の勤務先を知っている場合には、勤務先に対して調査（電話による確認、弁護士に依頼している場合は弁護士会照会（弁護士23の2）等）を行い、調査した結果判明した勤務先の所在地、会社名、給与形態や給与額などを報告書に記載します。

債務者の勤務先と思われる所に確認した結果、在職していないことが判明した場合には、その調査方法（電話による確認、弁護士会照会等）と、在職していない旨を報告書に記載します。

債務者に連絡したものの回答がないなど、債務者の勤務先に関して知る方法がない場合には、勤務先に関する調査が困難である理由を報告書に記載します。

(2) 預貯金について

債務者の預貯金について、申立人が知っている預貯金口座がある場合には、金融機関に対し調査（弁護士会照会等）を行い、調査した結果判明した預貯金のある金融機関名、支店名、残高を報告書に記載します。

債務者からの回答がない場合や申立人と債務者との関係性が希薄で預貯金に関して知る方法がない場合には、預貯金の調査が困難である理由を記載します。

4 動産の調査

債務者の... は、動産の... ます。

55 権利者・義務者保有の資産価値の変動を理由とする養育費・婚姻費用の増額・減額請求

Q 権利者・義務者保有の資産価値の変動を理由とする養育費・婚姻費用の増額・減額請求はできるでしょうか。

A 養育費・婚姻費用の金額は、原則として、権利者・義務者それぞれの収入に基づき算出されます。そのため、権利者・義務者保有の資産の額が変動しても、養育費・婚姻費用の金額の算定に影響を与えることはないことから、一度合意した金額を増額・減額すべき事情変更には当たりません。ただし、資産から生じる果実については、これによって家計を維持していた場合には収入として扱うので、資産価値の変動により、得られる果実の金額にも影響が生じた場合には、結果として収入が増減することになり、養育費・婚姻費用の金額を増額・減額すべき事情変更があるものと認められるでしょう。